

意匠分類記号	意匠分類の名称
D7-292	腰掛け用座及びいす用座

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D2-193	全	腰掛け用座及びいす用座	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
腰掛け用座	いす用座	いす用背座	
<b>定義</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛け・いすの座、又は、座用パネル、座の枠等座自体を構成する部品であって座の一部分であることが分かる程度の単位のもの。</li> <li>・座と背もたれが一体となったものも含む。(肘掛け付きも)</li> <li>・スタジアム等の階段状コンクリート席に設置する座または背座(脚無し腰掛け・いす)も含む。</li> </ul>			
登録 1115728	登録 1148863 いす用座フレーム	登録 1101988	登録 1153644
			
登録 1143864		登録 1164481	
			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で使用する座椅子は、D7-201。</li> <li>・作業車の運転席用座はD7-253A。</li> <li>・脚も一体になった枠等はD7-290。</li> <li>・座の一部分であることが分らない程小さな単位のものD7-290またはD9。</li> </ul>			
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			

